

横浜市行政不服審査会答申
(第112号)

令和4年1月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「令和3年5月19日付け市県民税徴収猶予不許可処分」（以下「本件処分」という。）に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が、令和2年度市民税・県民税4期分（以下「本件市県民税」という。）について、令和3年4月9日横浜市港北区長（以下「処分庁」という。）に対して新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度に基づき特例猶予申請を行った（以下「本件特例猶予申請」という。）ところ、処分庁から本件特例猶予申請が、既に申請期限を過ぎていることを理由として本件処分を受けたため、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

処分庁に事実誤認、法令の解釈や適用の誤りがある。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 「処分庁の事実誤認、法の解釈や適用の誤り」については否認又は争う。
- (2) 申請書の提出が申請期限である令和3年2月1日を2か月以上超過し、申請期限後の申請につき、やむを得ない事由があるとも認められない。
- (3) したがって、本件処分に違法及び不当な点はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

- (1) 法令の規定等

ア 地方税法

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）に基づく地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第59条第1項は、次のように定め、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度を創設している。

地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月1日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であって総務省令で定める事実があったことその他これに類する事実がある場合において、これらの者が特定日（徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で同項第1号及び第2号に該当するものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

イ 地方税法施行令

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第36条第1項は、法附則第59条第1項の特定日を令和3年2月1日と定めている。

ウ 総務省自治税務局企画課長通知「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の取扱いについて」（総税企第64号令和2年4月30日。以下「通知」という。）

法附則第59条第1項の「やむを得ない理由」とは、納税者等が事業につき新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う貸付けを受けるための手続を行っていたこと等により申請ができなかったことをいう、と定める。

なお、納税者等が新型コロナウイルス感染症に罹患したため申請ができない場合又はそのまん延防止のための措置の影響により申請ができない場合等には、法第20条の5の2第1項及び同項に基づく条例の規定に

より期限の延長を認めることができる。

(2) 判断理由

ア 認められる事実

審査請求人は、令和3年4月9日、本件特例猶予申請を行った。申請書には、「新型コロナウイルス感染症等の影響」について「その他の理由で収入が減少」にチェックが入れられ、チェック欄の上部に「失業中」との記載がある。

申請の対象となった本件市県民税は、納期限が令和3年2月1日である。

イ 争点に対する判断

法によれば、申請は原則として「その地方団体の徴収金の納期限内にされる」ことが要件であり、処分庁において「やむを得ない理由があると認める場合」は例外的に納期限後の申請についても猶予できるとされている。

審査請求人について、通知に記載されている事業につき新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う貸付けを受けるための手続きを行っていた等の事情は見当たらない。

さらに、審査請求人が失業中であったとしても、やむを得ない理由は認められない。

したがって、本件特例猶予申請については、申請期限（令和3年2月1日）以後の令和3年4月9日の申請であり、特例猶予の対象とならない。

ウ よって、本件において処分庁が本件特例猶予申請を不許可とした判断に違法・不当な点はなく、本件処分は適法と認められる。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年8月31日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年9月21日	・ 弁明書等受理
令和3年9月24日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年10月21日	・ 反論書等の提出依頼（再通知）
令和3年11月26日	・ 審理手続の終結
令和3年12月3日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年12月21日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年1月18日	・ 調査審議